第８　個人番号カードの公的個人認証サービス利用領域の利用

１　個人番号カードの領域間の独立性の確保

公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが基本利用領域、券面事項確認利用領域、券面事項入力補助利用領域又は条例等利用領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。ただし、公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが基本利用領域に記録された情報を読み取る場合並びに基本利用領域及び券面事項入力補助領域に暗証番号を記録する場合にあっては、この限りでない。

２　公的個人認証サービスアプリケーションにおける個人情報の保護

⑴　認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の充足

認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成15年総務省告示第706号）第６条第３号から第５号までの要件を満たすこと。

⑵　必要最小限の個人情報の記録

個人番号カードの公的個人認証サービス利用領域内には、公的個人認証サービス情報以外の個人情報を記録しないこと。

第９　個人番号カードの条例等利用領域等の利用

１　法第18条の条例等に規定する事務以外の事務の処理への利用の禁止等

⑴　法第18条の条例等に規定する事務以外の事務の処理への利用の禁止

個人番号カードの半導体集積回路に、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション、券面事項確認アプリケーション、券面事項入力補助アプリケーション、公的個人認証サービスアプリケーション又は条例等利用アプリケーション以外のアプリケーションを搭載してはならないこと。また、個人番号カードに貼り付けた磁気テープを利用する場合その他の電磁的方法により必要な事項を記録して利用する場合においても、法第18条の条例等に規定する事務以外の事務の処理に利用してはならないこと。

⑵　条例等利用領域管理システム等の導入

個人番号カードの半導体集積回路を法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用する場合は、法第18条各号に掲げる者は、条例等利用領域に条例等利用アプリケーションのみを安全かつ確実に搭載する等の運用及び管理を行うシステム等を導入すること。また、当該システム等は、法第17条第３項に規定する措置を講じた個人番号カードの半導体集積回路に、条例等利用アプリケーションを搭載できるものとすること。

２　個人番号カードの領域間の独立性の確保

⑴　基本利用領域等と条例等利用領域間の独立性の確保

個人番号カードの半導体集積回路を法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用する場合は、住民基本台帳ネットワークシステム又は券面事項確認アプリケーション、券面事項入力補助アプリケーション若しくは公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが条例等利用領域に情報を記録し、又は当該領域の情報を読み取ることができない措置を講ずること。

また、条例等利用アプリケーションに係るシステムが基本利用領域、券面事項確認利用領域、券面事項入力補助領域又は公的個人認証サービス利用領域に情報を記録し、又は公的個人認証サービス利用領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

⑵　複数の条例等利用領域間の独立性の確保

個人番号カードの半導体集積回路を複数の法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用する場合は、それぞれの条例等利用アプリケーションに係るシステムがそれぞれの条例等利用領域以外の領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

３　条例等利用アプリケーションにおける個人情報の保護

⑴　法第18条の条例等に規定する事務の処理に応じた個人情報保護措置の実施

個人番号カードの半導体集積回路を法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用する場合は、暗証番号、発行前の不正使用を防止するための情報、相互認証を行うための情報又はアクセス権限の制御その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

⑵　必要最小限の個人情報の記録

個人番号カードの条例等利用領域内には、特に必要性が認められる場合を除き、条例等利用アプリケーションに係るシステムへアクセスするための利用者番号等以外の個人情報を記録しないこと。この場合において、当該利用者番号等には、住民票コードを使用しないこと。

⑶　希望するアプリケーションの搭載等

法第18条第２号に掲げる者は、条例等利用アプリケーションの全部又は一部の個人番号カードへの搭載を希望する者に限って、当該アプリケーションを当該希望する者の個人番号カードに搭載するほか、個人番号カードに貼り付けた磁気テープ等を利用する場合においても、個人番号カードに貼り付けた磁気テープ等の利用を希望する者に限ってその利用を行うこと。また、法第18条第１号に規定する市町村の機関は、同条の規定により個人番号カードを利用する場合には、利用を希望する者に限ってその利用を行うこと。

附　則

この告示は、法の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第１、第２の１の⑶及び２並びに第４の１の⑶並びに２の⑴のア及びイ　公布の日

二　第３、第４の１（⑶を除く。）及び２（⑴のア及びイを除く。）並びに第５から第９まで　法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）

○総務省告示第三百十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第十九号）の施行に伴い、認証業務及び認証業務に附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日　総務大臣　山本　早苗

第三十七条を次のように改める。

第三十七条　削除

附　則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

○総務省告示第三百十六号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日　総務大臣　山本　早苗

第一条中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。」に、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則（」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号。」に改め、同条第一号中「受付窓口端末」を「受付窓口端末アプリケーション」に、「利用者署名利用者検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「による都道府県知事」を「により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「電磁的記録媒体（法第三条第四項に規定する電磁的記